

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について

平成21年4月1日

告示第125号

改正 平成28年4月1日告示第155号

平成30年11月30日告示第481号

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について(平成17年相模原市告示第278号)の全部を改正し、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

1 中間検査を行う区域

相模原市全域

2 中間検査を行う建築物

次の各号のいずれかに該当する建築物(新築、増築又は改築に係る部分に限る。)

(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第16条第1項で定める建築物。ただし、当該建築物が法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等に該当するときは、中間検査を行わないことができる。

(2) 相模原市建築許可等取扱規則(昭和46年相模原市規則第26号)第5条第1項に規定する市長が指定する特定建築物。ただし、当該特定建築物が法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等に該当するときは、中間検査を行わないことができる。

(3) 住宅(一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)で住宅部分(人の居住のように供する部分をいう。)の延べ面積が50平方メートルを超える建築物。ただし、当該建築物が次のいずれかに該当するときは、中間検査を行わないことができる。

ア 法第68条の11に規定する型式部材等の製造者が製造する当該型式部材等を有する建築物

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

ウ 独立行政法人住宅金融支援機構から建設に必要な資金の貸付けを受ける建築物で現場検査(中間期)を受けるもの

エ 一般財団法人住宅保証支援機構が実施する住宅性能保証制度に係る現場検査を受ける建築物

オ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第19条第1号及び第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物

3 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合はすべての建築物を対象とし、1の建築物の工区を分けた場合はすべての工区を対象とする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造 (在来軸組工法又は は枠組壁工法)	主要な構造が鉄骨 造	主要な構造が鉄筋 コンクリート造	主要な構造が鉄骨 鉄筋コンクリート 造
特定工程	屋根の小屋組工事 及び構造耐力上主 要な軸組の工事並 びに枠組壁工法に あつては、耐力壁 の工事	鉄骨造の部分にお いて、2階の床及 びこれを支持する 構造耐力上主要な 軸組の工事。ただ し、住宅にあつて は、屋根の小屋組 工事及び構造耐力 上主要な軸組の工 事	地階を除く階数が 1にあつては屋根 版の配筋工事、地 階を除く階数が2 以上にあつては鉄 筋コンクリート造 の部分において、 2階の床版の配筋 工事	鉄骨造の部分にお いて、2階の床及 びこれを支持する 構造耐力上主要な 軸組の工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な 軸組及び耐力壁を 覆う外装工事(屋 根ふき工事を除 く。)及び内装工事	構造耐力上主要な 部分の鉄骨を覆う 耐火被覆を設ける 工事、外装工事(住 宅にあつては、屋 根ふき工事を除 く。)及び内装工事	特定工程の配筋を 覆うコンクリート を打ち込む工事	構造耐力上主要な 部分の鉄骨を覆う コンクリートを打 ち込む工事

備考 主要な構造は、1の構造の場合はその構造をいい、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計が最大のものをいう。

4 施行期日及び経過措置

(1) この告示は、平成30年12月1日から施行する。

(2) この告示の施行の日前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による建築確認の申請がされた建築物又は法第18条第2項の規定による計画の通知がされた建築物については、なお従前の例による。

(一部改正〔平成28年告示155号・30年481号〕)

附 則(平成28年4月1日告示第155号)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成30年11月30日告示第481号)

この告示は、平成30年12月1日から施行する。